

佐賀県人事委員会訓令第4号

事務局

佐賀県人事委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する規程を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている人事委員会訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(既存訓令の形式の改正)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方又は上方は、この規程による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)においてはそれぞれ上方又は左方とする。
- 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存訓令における文字の配置と同様とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表及び様式の番号に用いられ

アラビア数字

<p>ている漢数字</p>	
<p>二 号の番号に用いられている漢数字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>三 漢数字（次に掲げるものを除く。） イ 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの ロ 熟語の一部として用いられているもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>
<p>ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの ニ 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億 ホ 前二号に定めるもの</p>	
<p>四 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>五 下欄 六 よう音に用いる「ゃ」「ゅ」「よ」「ゃ」「ゅ」「ヨ」「ョ」又は促音に用いる「っ」「若しくは「ッ」「</p>	<p>右欄 それぞれ「ゃ」「ゅ」「よ」「ゃ」「ゅ」「ヨ」「ョ」又は「っ」「若しくは「ッ」「</p>

2 前項の表第四号から第六号までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき認められるときは、事務局長が定

めるところによる。

(補則)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。